

# 福島県の国民の保護に関する計画 新旧対照表

都道府県記入欄																																														
通番	該当ページ	該当箇所	項目名・番号等	変更案	現行	変更理由																																								
1	11	第1編 総論 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 第2節 関係機関の事務又は業務の大綱 第4 指定公共機関及び指定地方公共機関		<略> <a href="#">NTT東日本株式会社(福島支店)</a> <略> <a href="#">NTTドコモビジネス株式会社</a> <略>	<略> <a href="#">東日本電信電話株式会社(福島支店)</a> <略> <a href="#">エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</a> <略>	会社名の適正化																																								
2	11	第1編 総論 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 第2節 関係機関の事務又は業務の大綱 第4 指定公共機関及び指定地方公共機関		<略> <a href="#">日本医師会</a> <略>	<略> <略>	基本指針の変更に伴う修正(指定公共機関の追加)																																								
3	13	第1編 総論 第4章 県の地理的、社会的特徴 第1節 県土の地理的条件 第1 位置及び面積	表1-1 福島県の位置	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>方位</th> <th>四方位における最端地</th> <th>経緯度</th> <th>隣接地方(隣接県)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東(E)</td> <td>双葉郡浪江町請戸</td> <td>東経 141度2分37秒</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>西(W)</td> <td>南会津郡只見町毛猛山 南2,950m</td> <td>＼ 139度2分53秒</td> <td>信越地方(新潟県)</td> </tr> <tr> <td>南(S)</td> <td>東白川郡矢祭町明神 西1,000m</td> <td>北緯 36度47分29秒</td> <td>関東地方(茨城・栃木・群馬県)</td> </tr> <tr> <td>北(N)</td> <td>福島市飯坂町龍ヶ岳</td> <td>＼ 37度58分36秒</td> <td>東北地方(宮城・山形県)</td> </tr> </tbody> </table>	方位	四方位における最端地	経緯度	隣接地方(隣接県)	東(E)	双葉郡浪江町請戸	東経 141度2分37秒	—	西(W)	南会津郡只見町毛猛山 南2,950m	＼ 139度2分53秒	信越地方(新潟県)	南(S)	東白川郡矢祭町明神 西1,000m	北緯 36度47分29秒	関東地方(茨城・栃木・群馬県)	北(N)	福島市飯坂町龍ヶ岳	＼ 37度58分36秒	東北地方(宮城・山形県)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>方位</th> <th>四方位における最端地</th> <th>経緯度</th> <th>隣接地方(隣接県)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東(E)</td> <td>双葉郡浪江町請戸</td> <td>東経 141度2分49秒</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>西(W)</td> <td>南会津郡只見町毛猛山 南2,950m</td> <td>＼ 139度10分5秒</td> <td>信越地方(新潟県)</td> </tr> <tr> <td>南(S)</td> <td>東白川郡矢祭町明神 西1,000m</td> <td>北緯 36度47分18秒</td> <td>関東地方(茨城・栃木・群馬県)</td> </tr> <tr> <td>北(N)</td> <td>福島市飯坂町龍ヶ岳</td> <td>＼ 37度58分25秒</td> <td>東北地方(宮城・山形県)</td> </tr> </tbody> </table>	方位	四方位における最端地	経緯度	隣接地方(隣接県)	東(E)	双葉郡浪江町請戸	東経 141度2分49秒	—	西(W)	南会津郡只見町毛猛山 南2,950m	＼ 139度10分5秒	信越地方(新潟県)	南(S)	東白川郡矢祭町明神 西1,000m	北緯 36度47分18秒	関東地方(茨城・栃木・群馬県)	北(N)	福島市飯坂町龍ヶ岳	＼ 37度58分25秒	東北地方(宮城・山形県)	適正化
方位	四方位における最端地	経緯度	隣接地方(隣接県)																																											
東(E)	双葉郡浪江町請戸	東経 141度2分37秒	—																																											
西(W)	南会津郡只見町毛猛山 南2,950m	＼ 139度2分53秒	信越地方(新潟県)																																											
南(S)	東白川郡矢祭町明神 西1,000m	北緯 36度47分29秒	関東地方(茨城・栃木・群馬県)																																											
北(N)	福島市飯坂町龍ヶ岳	＼ 37度58分36秒	東北地方(宮城・山形県)																																											
方位	四方位における最端地	経緯度	隣接地方(隣接県)																																											
東(E)	双葉郡浪江町請戸	東経 141度2分49秒	—																																											
西(W)	南会津郡只見町毛猛山 南2,950m	＼ 139度10分5秒	信越地方(新潟県)																																											
南(S)	東白川郡矢祭町明神 西1,000m	北緯 36度47分18秒	関東地方(茨城・栃木・群馬県)																																											
北(N)	福島市飯坂町龍ヶ岳	＼ 37度58分25秒	東北地方(宮城・山形県)																																											
4	15	第1編 総論 第4章 県の地理的、社会的特徴 第1節 県土の地理的条件 第3 気象 2 主な都市の月別平均気温、降水量等	(1)福島市			時点修正																																								
5	15	第1編 総論 第4章 県の地理的、社会的特徴 第1節 県土の地理的条件 第3 気象 2 主な都市の月別平均気温、降水量等	(2)会津若松市(日本海側気候)			時点修正																																								

通番	該当ページ	該当箇所	項目名・番号等	変更案	現行	変更理由
6	16	第1編 総論 第4章 県の地理的、社会的特徴 第1節 県土の地理的條件 第3 気象 2 主な都市の月別平均気温、降水量等	(3)いわき市 小名浜(太平洋側気候)			時点修正
7	17	第1編 総論 第4章 県の地理的、社会的特徴 第2節 本県の社会的条件 第1 県土構造		福島県総合計画では、浜通り、中通り、会津地方のそれぞれの地方を南北に通る縦軸(浜通り軸、中通り軸、会津軸)と、構想レベルのものも含めてそれぞれの地方間を東西に通る横軸(北部軸、横断道軸、南部軸)の、計6つの軸が <b>存在し</b> 、これらの核および軸により、本県は7つの生活圏(地域)が構成される県土構造となっている。	福島県総合計画では、浜通り、中通り、会津地方のそれぞれの地方を南北に通る縦軸(浜通り軸、中通り軸、会津軸)と、構想レベルのものも含めてそれぞれの地方間を東西に通る横軸(北部軸、横断道軸、南部軸)の、計6つの軸が <b>設定され</b> 、これらの核および軸により、本県は7つの生活圏(地域)が構成される県土構造となっている。	表現の訂正
8	18	第1編 総論 第4章 県の地理的、社会的特徴 第2節 本県の社会的条件 第2 人口 1 人口の推移	表1-2 人口の推移	別紙のとおり	別紙のとおり	時点修正
9	18	第1編 総論 第4章 県の地理的、社会的特徴 第2節 本県の社会的条件 第2 人口 2 高齢者等要配慮者の人口推移 (1) 高齢者 イ	文中	介護保険の第1号被保険者(65歳以上)のうち要介護・要支援の認定を受けた人の割合を示す要介護(要支援)認定率は、郡部より <u>市部</u> で若干高く、県平均では65歳以上人口のうち19.9%となっている。	介護保険の第1号被保険者(65歳以上)のうち要介護・要支援の認定を受けた人の割合を示す要介護(要支援)認定率は、郡部より <u>都市部</u> で若干高く、県平均では65歳以上人口のうち19.3%となっている。	時点修正
10	18	第1編 総論 第4章 県の地理的、社会的特徴 第2節 本県の社会的条件 第2 人口 2 高齢者等要配慮者の人口推移 (2) 在留外国人数		(2) 在留外国人数 ア 本県における、令和7年12月末日現在の在留外国人数は21,280人である。前年に比べ1,630人、8.3%の増で過去最高を更新した。(図1-7)  イ 在留外国人数を市町村別にみると <b>福島市(2,524人)</b> 、 <b>郡山市(3,959人)</b> 、 <b>いわき市(4,055人)</b> と3市で全体の <b>49.5%</b> を占める。上記の3市以外では会津若松市(1,149人)、白河市(969人)など市部で外国人登録者が多い。	(2) 在留外国人数 ア 本県における、令和2年12月末日現在の在留外国人数は14,890人である。前年に比べ467人、3.0%の減少となっている。(図1-7) <b>※ただし、平成24年7月9日から新しい在留管理制度に移行したことにより、調査対象者は外国人登録法に基づく外国人登録者数から、住民基本台帳に登録されている在留外国人数に変更した。対象となる外国人に違いがあることから、推移数の単純な比較はできない。</b> イ 在留外国人数を市町村別にみると <b>郡山市(2,957人)</b> 、 <b>福島市(1,931人)</b> 、 <b>いわき市(2,889人)</b> と3市で全体の <b>52.2%</b> を占める。上記の3市以外では会津若松市(861人)、白河市(659人)など市部で外国人登録者が多い。	時点修正
11	19	第1編 総論 第4章 県の地理的、社会的特徴 第2節 本県の社会的条件 第2 人口 2 高齢者等要配慮者の人口推移 (2) 在留外国人数	図1-7 外国人登録者数の推移			時点修正

都道府県記入欄

通番	該当ページ	該当箇所	項目名・番号等	変更案	現行	変更理由																																																																		
12	19	第1編 総論 第4章 県の地理的、社会的特徴 第2節 本県の社会的条件 第3 交通 1 道路	(4)	(4) 高速道路の東北・常磐自動車道、一般幹線道路の国道4号、6号は、首都圏から本県を通り宮城県を結ぶ主要幹線道路であり、国道118号、121号、294号、349号は、北関東地方の栃木県及び茨城県と本県を結ぶ幹線道路である。 また、東北自動車道を経由して山形県に至る <b>東北中央</b> 自動車道、国道13号、121号は、本県と山形県を、磐越自動車道、国道49号は、本県と新潟県を結ぶ主要幹線道路及び幹線道路である。(表1-3、図1-8)	(4) 高速道路の東北・常磐自動車道、一般幹線道路の国道4号、6号は、首都圏から本県を通り宮城県を結ぶ主要幹線道路であり、国道118号、121号、294号、349号は、北関東地方の栃木県及び茨城県と本県を結ぶ幹線道路である。 また、東北自動車道を経由して山形県に至る <b>山形</b> 自動車道、国道13号、121号は、本県と山形県を、磐越自動車道、国道49号は、本県と新潟県を結ぶ主要幹線道路及び幹線道路である。(表1-3、図1-8)	適正化																																																																		
13	21	第1編 総論 第4章 県の地理的、社会的特徴 第2節 本県の社会的条件 第3 交通 1 道路	表1-3	別紙のとおり	別紙のとおり	適正化																																																																		
14	23	第1編 総論 第4章 県の地理的、社会的特徴 第2節 本県の社会的条件 第4 自衛隊施設等	表1-4	<p>表1-4 県内の自衛隊施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>駐屯地・分屯基地名</th> <th>部隊名</th> <th>所在市町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上自衛隊</td> <td>福島駐屯地</td> <td>・東北方面隊第6師団 第44普通科連隊</td> <td>福島市</td> </tr> <tr> <td>郡山駐屯地</td> <td>・東北方面隊第2施設団 第11施設群 ・<b>東北方面混成団 第38普通科連隊</b></td> <td>郡山市</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊</td> <td>大滝根山分屯基地</td> <td>・中部航空方面隊 第27警戒群</td> <td>双葉郡川内村ほか</td> </tr> </tbody> </table>	区分	駐屯地・分屯基地名	部隊名	所在市町村名	陸上自衛隊	福島駐屯地	・東北方面隊第6師団 第44普通科連隊	福島市	郡山駐屯地	・東北方面隊第2施設団 第11施設群 ・ <b>東北方面混成団 第38普通科連隊</b>	郡山市	航空自衛隊	大滝根山分屯基地	・中部航空方面隊 第27警戒群	双葉郡川内村ほか	<p>表1-4 県内の自衛隊施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>駐屯地・分屯基地名</th> <th>部隊名</th> <th>所在市町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上自衛隊</td> <td>福島駐屯地</td> <td>・東北方面隊第6師団 第44普通科連隊</td> <td>福島市</td> </tr> <tr> <td>郡山駐屯地</td> <td>・東北方面隊第2施設団 第11施設群 ・<b>東北方面隊第6師団 第6高射特科大隊</b></td> <td>郡山市</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊</td> <td>大滝根山分屯基地</td> <td>・中部航空方面隊 第27警戒群</td> <td>双葉郡川内村ほか</td> </tr> </tbody> </table>	区分	駐屯地・分屯基地名	部隊名	所在市町村名	陸上自衛隊	福島駐屯地	・東北方面隊第6師団 第44普通科連隊	福島市	郡山駐屯地	・東北方面隊第2施設団 第11施設群 ・ <b>東北方面隊第6師団 第6高射特科大隊</b>	郡山市	航空自衛隊	大滝根山分屯基地	・中部航空方面隊 第27警戒群	双葉郡川内村ほか	適正化																																				
区分	駐屯地・分屯基地名	部隊名	所在市町村名																																																																					
陸上自衛隊	福島駐屯地	・東北方面隊第6師団 第44普通科連隊	福島市																																																																					
	郡山駐屯地	・東北方面隊第2施設団 第11施設群 ・ <b>東北方面混成団 第38普通科連隊</b>	郡山市																																																																					
航空自衛隊	大滝根山分屯基地	・中部航空方面隊 第27警戒群	双葉郡川内村ほか																																																																					
区分	駐屯地・分屯基地名	部隊名	所在市町村名																																																																					
陸上自衛隊	福島駐屯地	・東北方面隊第6師団 第44普通科連隊	福島市																																																																					
	郡山駐屯地	・東北方面隊第2施設団 第11施設群 ・ <b>東北方面隊第6師団 第6高射特科大隊</b>	郡山市																																																																					
航空自衛隊	大滝根山分屯基地	・中部航空方面隊 第27警戒群	双葉郡川内村ほか																																																																					
15	24	第1編 総論 第4章 県の地理的、社会的特徴 第2節 本県の社会的条件 第5 石油コンビナート等特別防災区域	表1-5 県内の石油コンビナート等特別防災区域の概況	<p>表1-5 県内の石油コンビナート等特別防災区域の概況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指定区域</th> <th rowspan="2">区域面積 (km<sup>2</sup>)</th> <th colspan="2">貯蔵・取扱・処理量</th> <th colspan="3">特定事業所</th> </tr> <tr> <th>石油 (万kl)</th> <th>高圧ガス (万Nm<sup>3</sup>)</th> <th>総数</th> <th>第1種 事業所</th> <th>第2種 事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いわき 地区</td> <td>754</td> <td>194</td> <td>816</td> <td>17</td> <td>7</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>広野 地区</td> <td>136</td> <td>13</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>890</td> <td>207</td> <td>816</td> <td>19</td> <td>8</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>注: 消防庁特殊災害室「消防白書 附属資料」(令和7年度)による。</p>	指定区域	区域面積 (km <sup>2</sup> )	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所			石油 (万kl)	高圧ガス (万Nm <sup>3</sup> )	総数	第1種 事業所	第2種 事業所	いわき 地区	754	194	816	17	7	10	広野 地区	136	13	—	2	1	1	合計	890	207	816	19	8	11	<p>表1-5 県内の石油コンビナート等特別防災区域の概況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指定区域</th> <th rowspan="2">区域面積 (km<sup>2</sup>)</th> <th colspan="2">貯蔵・取扱・処理量</th> <th colspan="3">特定事業所</th> </tr> <tr> <th>石油 (万kl)</th> <th>高圧ガス (万Nm<sup>3</sup>)</th> <th>総数</th> <th>第1種 事業所</th> <th>第2種 事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いわき 地区</td> <td>746</td> <td>194</td> <td>736</td> <td>18</td> <td>7</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>広野 地区</td> <td>136</td> <td>24</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>882</td> <td>218</td> <td>736</td> <td>19</td> <td>8</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>注: 消防庁特殊災害室「消防白書 附属資料」(令和2年度)による。</p>	指定区域	区域面積 (km <sup>2</sup> )	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所			石油 (万kl)	高圧ガス (万Nm <sup>3</sup> )	総数	第1種 事業所	第2種 事業所	いわき 地区	746	194	736	18	7	11	広野 地区	136	24	—	1	1	—	合計	882	218	736	19	8	11	時点修正
指定区域	区域面積 (km <sup>2</sup> )	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所																																																																				
		石油 (万kl)	高圧ガス (万Nm <sup>3</sup> )	総数	第1種 事業所	第2種 事業所																																																																		
いわき 地区	754	194	816	17	7	10																																																																		
広野 地区	136	13	—	2	1	1																																																																		
合計	890	207	816	19	8	11																																																																		
指定区域	区域面積 (km <sup>2</sup> )	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所																																																																				
		石油 (万kl)	高圧ガス (万Nm <sup>3</sup> )	総数	第1種 事業所	第2種 事業所																																																																		
いわき 地区	746	194	736	18	7	11																																																																		
広野 地区	136	24	—	1	1	—																																																																		
合計	882	218	736	19	8	11																																																																		
16	24	第1編 総論 第4章 県の地理的、社会的特徴 第2節 本県の社会的条件 第6 電力供給施設		<p>第6 電力供給施設</p> <p>1 火力発電所 浜通りは、関東地方に隣接し、長い海岸線を有することから、発電にあたって大量の海水を必要とする火力発電所が建設され、本県の消費電力を賅うだけでなく、首都圏に供給されるなど重要な電力供給地域となっている。 <b>令和7年3月</b>現在、自家発電を除く火力発電所については、<b>6事業者により7ヶ所</b>の発電所が認可されている。(表1-6)</p> <p>2 水力発電所 会津地方は、日本有数の豪雪地帯である越後山脈沿いを流れる只見川や奥羽山脈沿いに流れる大川、猪苗代湖を水源とする日橋川など豊富な水量を利用した大規模な水力発電所が多く建設され、本県の電力需要を満たすとともに、発電された電力は首都圏等に供給されている。 <b>令和7年3月</b>現在、県内における自家発電を除く水力発電所は、<b>4事業者により88ヶ所</b>の発電所が認可されている。(表1-6)</p>	<p>第6 電力供給施設</p> <p>1 火力発電所 浜通りは、関東地方に隣接し、長い海岸線を有することから、発電にあたって大量の海水を必要とする火力発電所が建設され、本県の消費電力を賅うだけでなく、首都圏に供給されるなど重要な電力供給地域となっている。 <b>令和2年3月</b>現在、自家発電を除く火力発電所については、<b>5事業者により6ヶ所</b>の発電所が認可されている。(表1-6)</p> <p>2 水力発電所 会津地方は、日本有数の豪雪地帯である越後山脈沿いを流れる只見川や奥羽山脈沿いに流れる大川、猪苗代湖を水源とする日橋川など豊富な水量を利用した大規模な水力発電所が多く建設され、本県の電力需要を満たすとともに、発電された電力は首都圏等に供給されている。 <b>令和2年3月</b>現在、県内における自家発電を除く水力発電所は、<b>3事業者により85ヶ所</b>の発電所が認可されている。(表1-6)</p>	時点修正																																																																		
17	25	第1編 総論 第4章 県の地理的、社会的特徴 第2節 本県の社会的条件 第6 電力供給施設	表1-6	別紙のとおり	別紙のとおり	時点修正																																																																		



通番	該当ページ	該当箇所	項目名・番号等	変更案	現行	変更理由																												
27	64	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織及び体制の整備等 第5節 研修及び訓練 第2 訓練(第42条関係)	3 訓練にあたっての留意事項	(7) 県は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとする。	(新設)	基本指針の変更に伴う修正																												
28	66	第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え 第1 避難に関する基本的事項(第54、61、62、65、183条関係ほか)	2	2 避難者数の把握【危機管理総室、原子力安全総室、保健福祉総室、関係総室等】	2 避難者数の把握【危機管理総室_____、保健福祉総室、関係総室等】	総室の新設による変更																												
29	67	第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え 第2 救援に関する基本的事項(第74～79、85、135、156、183条関係ほか) 1 基礎的資料の準備【危機管理総室、関係総室等】	表2-13 救援実施時に必要となる主な基礎的資料(避難施設等について)	表2-13 救援実施時に必要となる主な基礎的資料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>基礎資料名</th> <th>収集すべき資料の内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難施設等</td> <td>避難施設、福祉避難所等の所在地(地図情報含む)、収容能力等 収容施設(避難所(長期避難住宅及び宿泊施設を含む)及び応急仮設住宅)として活用できる土地、建物等(※特に、長期避難住宅及び応急仮設住宅として利用可能な賃貸住宅等)</td> </tr> <tr> <td>備蓄物資・調達可能物資</td> <td>協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等 応急仮設住宅建築用、応急修理用資機材の調達先等</td> </tr> <tr> <td>輸送力</td> <td>運送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等</td> </tr> <tr> <td>医療機関等</td> <td>NBC兵器による疾病に対処可能な医療機関の所在、病床数等 NBC兵器による疾病に関し専門知識を有する医療関係者 臨時の医療施設として利用可能な場所等</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td>日本赤十字社に対する委託内容</td> </tr> <tr> <td>墓地及び火葬場</td> <td>所在、対応可能人数等</td> </tr> </tbody> </table>	基礎資料名	収集すべき資料の内容等	避難施設等	避難施設、福祉避難所等の所在地(地図情報含む)、収容能力等 収容施設(避難所(長期避難住宅及び宿泊施設を含む)及び応急仮設住宅)として活用できる土地、建物等(※特に、長期避難住宅及び応急仮設住宅として利用可能な賃貸住宅等)	備蓄物資・調達可能物資	協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等 応急仮設住宅建築用、応急修理用資機材の調達先等	輸送力	運送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等	医療機関等	NBC兵器による疾病に対処可能な医療機関の所在、病床数等 NBC兵器による疾病に関し専門知識を有する医療関係者 臨時の医療施設として利用可能な場所等	日本赤十字社	日本赤十字社に対する委託内容	墓地及び火葬場	所在、対応可能人数等	表2-13 救援実施時に必要となる主な基礎的資料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>基礎資料名</th> <th>収集すべき資料の内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難施設等</td> <td>避難施設、福祉避難所等の所在地(地図情報含む)、収容能力等 応急仮設住宅が建築可能な場所 仮設住宅として利用可能な賃貸住宅等</td> </tr> <tr> <td>備蓄物資・調達可能物資</td> <td>協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等 応急仮設住宅建築用、応急修理用資機材の調達先等</td> </tr> <tr> <td>輸送力</td> <td>運送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等</td> </tr> <tr> <td>医療機関等</td> <td>NBC兵器による疾病に対処可能な医療機関の所在、病床数等 NBC兵器による疾病に関し専門知識を有する医療関係者 臨時の医療施設として利用可能な場所等</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td>日本赤十字社に対する委託内容</td> </tr> <tr> <td>墓地及び火葬場</td> <td>所在、対応可能人数等</td> </tr> </tbody> </table>	基礎資料名	収集すべき資料の内容等	避難施設等	避難施設、福祉避難所等の所在地(地図情報含む)、収容能力等 応急仮設住宅が建築可能な場所 仮設住宅として利用可能な賃貸住宅等	備蓄物資・調達可能物資	協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等 応急仮設住宅建築用、応急修理用資機材の調達先等	輸送力	運送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等	医療機関等	NBC兵器による疾病に対処可能な医療機関の所在、病床数等 NBC兵器による疾病に関し専門知識を有する医療関係者 臨時の医療施設として利用可能な場所等	日本赤十字社	日本赤十字社に対する委託内容	墓地及び火葬場	所在、対応可能人数等	基本指針の変更に伴う修正
基礎資料名	収集すべき資料の内容等																																	
避難施設等	避難施設、福祉避難所等の所在地(地図情報含む)、収容能力等 収容施設(避難所(長期避難住宅及び宿泊施設を含む)及び応急仮設住宅)として活用できる土地、建物等(※特に、長期避難住宅及び応急仮設住宅として利用可能な賃貸住宅等)																																	
備蓄物資・調達可能物資	協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等 応急仮設住宅建築用、応急修理用資機材の調達先等																																	
輸送力	運送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等																																	
医療機関等	NBC兵器による疾病に対処可能な医療機関の所在、病床数等 NBC兵器による疾病に関し専門知識を有する医療関係者 臨時の医療施設として利用可能な場所等																																	
日本赤十字社	日本赤十字社に対する委託内容																																	
墓地及び火葬場	所在、対応可能人数等																																	
基礎資料名	収集すべき資料の内容等																																	
避難施設等	避難施設、福祉避難所等の所在地(地図情報含む)、収容能力等 応急仮設住宅が建築可能な場所 仮設住宅として利用可能な賃貸住宅等																																	
備蓄物資・調達可能物資	協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等 応急仮設住宅建築用、応急修理用資機材の調達先等																																	
輸送力	運送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等																																	
医療機関等	NBC兵器による疾病に対処可能な医療機関の所在、病床数等 NBC兵器による疾病に関し専門知識を有する医療関係者 臨時の医療施設として利用可能な場所等																																	
日本赤十字社	日本赤十字社に対する委託内容																																	
墓地及び火葬場	所在、対応可能人数等																																	
30	70	第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え 第2 救援に関する基本的事項(第74～79、85、135、156、183条関係ほか)	6	6 医療等の要請方法等【健康衛生総室、病院局、各保健福祉事務所】 (1)県は、医療等の提供等について、市町村との調整結果、市町村が行うよう取り決めた場合を除き、災害医療センター等の医療機関、指定地方公共機関である福島県医師会、福島県歯科医師会、福島県看護協会、福島県薬剤師会及び福島県診療放射線技師会等(以下「医療関係機関」という。))に対し、「福島県災害医療行動計画」(令和3年福島県保健福祉部。以下「 <b>県災害医療行動計画</b> 」)に基づき医療救護班の編成及び医師等の派遣要請等を行う。 なお、3により日本赤十字社福島県支部に医療の提供等を委託する場合には、医療活動の実施地域、実施期間、派遣人数等について、当該支部と調整の上、医療救護班の編成等を行うものとする。	6 医療等の要請方法等【健康衛生総室、病院局、各保健福祉事務所】 (1)県は、医療等の提供等について、市町村との調整結果、市町村が行うよう取り決めた場合を除き、災害医療センター等の医療機関、指定地方公共機関である福島県医師会、福島県歯科医師会、福島県看護協会、福島県薬剤師会及び福島県診療放射線技師会等(以下「医療関係機関」という。))に対し、「 <b>福島県災害救急医療マニュアル</b> 」(平成9年福島県保健福祉部。以下「 <b>県災害救急医療マニュアル</b> 」)という。)に基づき医療救護班の編成及び医師等の派遣要請等を行う。 なお、3により日本赤十字社福島県支部に医療の提供等を委託する場合には、医療活動の実施地域、実施期間、派遣人数等について、当該支部と調整の上、医療救護班の編成等を行うものとする。																													
31	71	第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え 第4 交通の確保に関する体制等の整備(第155条関係)	3	3 緊急通行車両に係る確認手続【危機管理総室、県警察、関係総室等】 県及び県警察は、武力攻撃事態等において、知事、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに_____確認制度の整備を図る。	3 緊急通行車両に係る確認手続【危機管理総室、県警察、関係総室等】 県及び県警察は、武力攻撃事態等において、知事、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、 <b>事前届出及び</b> 確認制度の整備を図る。	基本指針の変更に伴う修正																												
32	72	第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え 第5 医療(助産)救護体制の整備(第75～77、85、136、183条関係ほか)	1	1 武力攻撃災害発生時における医療(助産)救護体制の方針【危機管理総室、原子力安全総室、健康衛生総室、病院局、県警察】	1 武力攻撃災害発生時における医療(助産)救護体制の方針【危機管理総室_____、健康衛生総室、病院局、県警察】	総室の新設による変更																												
33	73	第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え 第5 医療(助産)救護体制の整備(第75～77、85、136、183条関係ほか)	1-(1)～(4)	(2) 県は、武力攻撃災害発生時における医療救護活動について、「県地域防災計画」一般災害対策編、第2章の規定に準じて、標準的な活動指針として策定した「 <b>県災害医療行動計画</b> 」に基づき医療ネットワークの確立に努める。 また、県は、市町村との調整の結果、市町村が医療救護活動を行うよう取り決めた場合を除き、医療関係機関に対し医師等の派遣を要請するとともに、医療救護班及び医療救護所を編成・設置し、初期医療活動を行う。 (3) 県は、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害発生時における医療救護活動について、「 <b>県災害救急医療マニュアル</b> 」のほか、災害原因物質等により「福島県NBC災害等対処現地関係機関連携指針」(平成20年度福島県生活環境部。以下「 <b>県NBC災害等連携指針</b> 」)という。、「 <b>福島県感染症予防計画</b> 」(令和5年度福島県保健福祉部。以下「 <b>県感染症予防計画</b> 」)及び「 <b>福島県原子力災害医療行動計画</b> 」(第2版) (平成29年度福島県保健福祉部。以下「 <b>県原子力災害医療行動計画</b> 」)という。)等に基づき対処する。 (4) 県は、武力攻撃原子力災害発生時における医療救護活動について、「 <b>県災害医療行動計画</b> 」のほか、「 <b>県原子力災害医療行動計画</b> 」に基づき対処する。	(2) 県は、武力攻撃災害発生時における医療救護活動について、「県地域防災計画」一般災害対策編、第2章の規定に準じて、標準的な活動指針として策定した「 <b>県災害救急医療マニュアル</b> 」に基づき医療ネットワークの確立に努める。 (3) 県は、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害発生時における医療救護活動について、「 <b>県災害救急医療マニュアル</b> 」のほか、災害原因物質等により「福島県NBC災害等対処現地関係機関連携指針」(平成17年度福島県生活環境部。以下「 <b>県NBC災害等連携指針</b> 」)という。、「 <b>福島県感染症予防計画</b> 」(平成16年度福島県保健福祉部。以下「 <b>県感染症予防計画</b> 」)という。)及び「 <b>福島県原子力災害医療行動計画</b> 」(_____)(平成28年度福島県保健福祉部。以下「 <b>県原子力災害医療行動計画</b> 」)という。)等に基づき対処する。 (4) 県は、武力攻撃原子力災害発生時における医療救護活動について、「 <b>県災害救急医療マニュアル</b> 」のほか、「 <b>県原子力災害医療行動計画</b> 」に基づき対処する。	適正化																												

通番	該当ページ	該当箇所	項目名・番号等	変更案	現行	変更理由																																																																								
34	73	第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え 第5 医療(助産)救護体制の整備(第75～77、85、136、183条関係ほか)	2	2 初期医療体制の整備 【危機管理総室、 <b>原子力安全総室</b> 、健康衛生総室、病院局、各保健福祉事務所】	2 初期医療体制の整備 【危機管理総室_____、健康衛生総室、病院局、各保健福祉事務所】	総室の新設による変更																																																																								
35	75	第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え 第6 避難施設の指定(第148、149条関係)	2 避難施設の指定等の考え方	(1) 知事は、 <b>避難施設の確保に係る基本的な方針及び</b> 地域の人口分布、防災のための避難所及び避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設、福祉避難所及び一時集合場所の指定を行う。	(1) 知事は、_____地域の人口分布、防災のための避難所及び避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設、福祉避難所及び一時集合場所の指定を行う。	基本指針の変更に伴う修正																																																																								
36	79	第2編 平素からの備えや予防 第3章 生活関連等施設の把握等 第1節 生活関連等施設の把握等 第1 生活関連等施設の把握(第102、183条関係)	1	1 生活関連等施設の把握【危機管理総室、 <b>原子力安全総室</b> 、県警察、関係総室等】	1 生活関連等施設の把握【危機管理総室_____、県警察、関係総室等】	総室の新設による変更																																																																								
37	79	第2編 平素からの備えや予防 第3章 生活関連等施設の把握等 第1節 生活関連等施設の把握等 第1 生活関連等施設の把握(第102、183条関係)	表2-17 生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁	<p>表2-17 生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>号</th> <th>施設の種類の種類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td><b>国土交通省</b></td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>鉄道施設、軌道施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>放送用無線設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>水城施設、係留施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>ダム</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	号	施設の種類の種類	所管省庁名	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	2号	ガス工作物	経済産業省	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	<b>国土交通省</b>	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	6号	放送用無線設備	総務省	7号	水城施設、係留施設	国土交通省	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	9号	ダム	国土交通省	略				<p>表2-17 生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>号</th> <th>施設の種類の種類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td><b>厚生労働省</b></td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>鉄道施設、軌道施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>放送用無線設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>水城施設、係留施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>ダム</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	号	施設の種類の種類	所管省庁名	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	2号	ガス工作物	経済産業省	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	<b>厚生労働省</b>	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	6号	放送用無線設備	総務省	7号	水城施設、係留施設	国土交通省	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	9号	ダム	国土交通省	略				適正化
国民保護法施行令	号	施設の種類の種類	所管省庁名																																																																											
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省																																																																											
	2号	ガス工作物	経済産業省																																																																											
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	<b>国土交通省</b>																																																																											
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省																																																																											
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省																																																																											
	6号	放送用無線設備	総務省																																																																											
	7号	水城施設、係留施設	国土交通省																																																																											
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省																																																																											
	9号	ダム	国土交通省																																																																											
略																																																																														
国民保護法施行令	号	施設の種類の種類	所管省庁名																																																																											
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省																																																																											
	2号	ガス工作物	経済産業省																																																																											
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	<b>厚生労働省</b>																																																																											
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省																																																																											
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省																																																																											
	6号	放送用無線設備	総務省																																																																											
	7号	水城施設、係留施設	国土交通省																																																																											
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省																																																																											
	9号	ダム	国土交通省																																																																											
略																																																																														
38	87	第3編 武力攻撃事態及び緊急対処事態への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 第1節 事態認定前等における体制及び初動措置 第2 事態認定前等における初動措置(第12、15、21、26、29、183条関係ほか)	1-(1)	1 関係法令に基づく初動措置等 (1) 特別警戒本部体制等及び災害対策本部又は災害対策本部に準じた配備体制においては、事案の状況に応じて「県地域防災計画」一般災害対策編第3章又は同事故対策編第2～7章及び「 <b>県災害医療行動計画</b> 」等に基づき、又は、準じて対処するほか、関係機関に対し、消防法(昭和23年法律第186号)、警察官職務執行法(昭和23年法律136号)等の関係法令に基づく対処を要請することなどにより、被害の最小化を図る。	1 関係法令に基づく初動措置等 (1) 特別警戒本部体制等及び災害対策本部又は災害対策本部に準じた配備体制においては、事案の状況に応じて「県地域防災計画」一般災害対策編第3章又は同事故対策編第2～7章及び「 <b>県災害救急医療マニュアル</b> 」等に基づき、又は、準じて対処するほか、関係機関に対し、消防法(昭和23年法律第186号)、警察官職務執行法(昭和23年法律136号)等の関係法令に基づく対処を要請することなどにより、被害の最小化を図る。	適正化																																																																								

都道府県記入欄

通番	該当ページ	該当箇所	項目名・番号等	変更案	現行	変更理由																				
39	87	第3編 武力攻撃事態及び緊急対処事態への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 第1節 事態認定前等における体制及び初動措置 第2 事態認定前等における初動措置(第12、15、21、26、29、183条関係ほか)	2	2 NBC兵器による武力攻撃災害の場合の初動措置等 対象事案が、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害のおそれがある場合、特別警戒本部体制等及び災害対策本部又は災害対策本部に準じた配備体制においては、本計画によるほか、「 <a href="#">県地域防災計画</a> 」事故対策編第6章及び「 <a href="#">県災害医療行動計画</a> 」に基づき、又は、準じて対処するとともに、災害原因物質等に応じ、表3-2のマニュアル等を活用し被害の最小化を図る。	2 NBC兵器による武力攻撃災害の場合の初動措置等 対象事案が、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害のおそれがある場合、特別警戒本部体制等及び災害対策本部又は災害対策本部に準じた配備体制においては、本計画によるほか、「 <a href="#">県地域防災計画</a> 」事故対策編第6章及び「 <a href="#">県災害救急医療マニュアル</a> 」に基づき、又は、準じて対処するとともに、災害原因物質等に応じ、表3-2のマニュアル等を活用し被害の最小化を図る。	適正化																				
40	88	第3編 武力攻撃事態及び緊急対処事態への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 第1節 事態認定前等における体制及び初動措置 第2 事態認定前等における初動措置(第12、15、21、26、29、183条関係ほか) 2 NBC兵器による武力攻撃災害の場合の初動措置等	表3-2 NBC災害等発生時における対応マニュアル等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害原因物質等</th> <th>マニュアル等名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NBC一般(連絡体制・初動措置等)</td> <td>福島県NBC災害等対処現地関係機関連携指針</td> </tr> <tr> <td>化学剤使用時における医療体制等</td> <td>(平成20年度福島県生活環境部)</td> </tr> <tr> <td>生物剤使用時における医療体制等</td> <td>福島県感染症予防計画 (<a href="#">令和5年度</a>福島県保健福祉部)</td> </tr> <tr> <td>核物質使用(放射能汚染)時における医療体制等</td> <td>福島県原子力災害医療行動計画【<a href="#">第2版</a>】 (平成29年度福島県保健福祉部)</td> </tr> </tbody> </table>	災害原因物質等	マニュアル等名	NBC一般(連絡体制・初動措置等)	福島県NBC災害等対処現地関係機関連携指針	化学剤使用時における医療体制等	(平成20年度福島県生活環境部)	生物剤使用時における医療体制等	福島県感染症予防計画 ( <a href="#">令和5年度</a> 福島県保健福祉部)	核物質使用(放射能汚染)時における医療体制等	福島県原子力災害医療行動計画【 <a href="#">第2版</a> 】 (平成29年度福島県保健福祉部)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害原因物質等</th> <th>マニュアル等名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NBC一般(連絡体制・初動措置等)</td> <td>福島県NBC災害等対処現地関係機関連携指針</td> </tr> <tr> <td>化学剤使用時における医療体制等</td> <td>(平成20年度福島県生活環境部)</td> </tr> <tr> <td>生物剤使用時における医療体制等</td> <td>福島県感染症予防計画 (<a href="#">平成16年度</a>福島県保健福祉部)</td> </tr> <tr> <td>核物質使用(放射能汚染)時における医療体制等</td> <td>福島県原子力災害医療行動計画 (平成28年度福島県保健福祉部)</td> </tr> </tbody> </table>	災害原因物質等	マニュアル等名	NBC一般(連絡体制・初動措置等)	福島県NBC災害等対処現地関係機関連携指針	化学剤使用時における医療体制等	(平成20年度福島県生活環境部)	生物剤使用時における医療体制等	福島県感染症予防計画 ( <a href="#">平成16年度</a> 福島県保健福祉部)	核物質使用(放射能汚染)時における医療体制等	福島県原子力災害医療行動計画 (平成28年度福島県保健福祉部)	適正化
災害原因物質等	マニュアル等名																									
NBC一般(連絡体制・初動措置等)	福島県NBC災害等対処現地関係機関連携指針																									
化学剤使用時における医療体制等	(平成20年度福島県生活環境部)																									
生物剤使用時における医療体制等	福島県感染症予防計画 ( <a href="#">令和5年度</a> 福島県保健福祉部)																									
核物質使用(放射能汚染)時における医療体制等	福島県原子力災害医療行動計画【 <a href="#">第2版</a> 】 (平成29年度福島県保健福祉部)																									
災害原因物質等	マニュアル等名																									
NBC一般(連絡体制・初動措置等)	福島県NBC災害等対処現地関係機関連携指針																									
化学剤使用時における医療体制等	(平成20年度福島県生活環境部)																									
生物剤使用時における医療体制等	福島県感染症予防計画 ( <a href="#">平成16年度</a> 福島県保健福祉部)																									
核物質使用(放射能汚染)時における医療体制等	福島県原子力災害医療行動計画 (平成28年度福島県保健福祉部)																									
41	88	第3編 武力攻撃事態及び緊急対処事態への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 第1節 事態認定前等における体制及び初動措置 第2 事態認定前等における初動措置(第12、15、21、26、29、183条関係ほか)	3 武力攻撃原子力災害の場合の初動措置等	対象事案が、武力攻撃原子力災害のおそれがある場合、特別警戒本部体制等及び災害対策本部又は災害対策本部に準じた配備体制においては、本計画によるほか、「 <a href="#">県地域防災計画</a> 」原子力災害対策編第3章及び「 <a href="#">県原子力災害医療行動計画</a> 」に基づき、又は、準じて対処する。	対象事案が、武力攻撃原子力災害のおそれがある場合、特別警戒本部体制等及び災害対策本部又は災害対策本部に準じた配備体制においては、本計画によるほか、「 <a href="#">県地域防災計画</a> 」原子力災害対策編第3章及び「 <a href="#">県原子力災害医療行動計画</a> 」に基づき、又は、準じて対処する。	脱字修正																				
42	94~	第3編 武力攻撃事態及び緊急対処事態への対処 第2章 県対策本部の設置 第2節 県対策本部の組織構成等 第1 県対策本部の組織構成(第28、31、183条関係) 2 県対策本部機能班	表3-3 県対策本部機能班の組織編制	別紙のとおり	別紙のとおり	最新の福島県地域防災計画を踏まえた修正																				
43	98~	第3編 武力攻撃事態及び緊急対処事態への対処 第2章 県対策本部の設置 第2節 県対策本部の組織構成等 第1 県対策本部の組織構成(第28、31、183条関係) 2 県対策本部機能班	表3-4 県対策本部機能班の所掌業務	別紙のとおり	別紙のとおり	最新の福島県地域防災計画を踏まえた修正																				

都道府県記入欄

通番	該当ページ	該当箇所	項目名・番号等	変更案	現行	変更理由
44	104～	第3編 武力攻撃事態及び緊急対処事態への対処 第2章 県対策本部の設置 第2節 県対策本部の組織構成等 第1 県対策本部の組織構成(第28、31、183条関係) 3 県対策本部実働班	表3-5 県対策本部実働班の組織編制及び所掌業務	別紙のとおり	別紙のとおり	最新の福島県地域防災計画を踏まえた修正
45	121	第3編 武力攻撃事態及び緊急対処事態への対処 第3章 関係機関相互の連携 第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請等	1	1 知事による国民保護等派遣要請【総括班】 (1) 知事は、次の国民保護措置等を円滑に実施するため必要があると認めるときは、 <b>第6師団長を通じて東北方面総監を介し、</b> 防衛大臣に自衛隊法(昭和29年法律第165号)第8条の部隊等(以下「自衛隊の部隊等」という。)の派遣を要請する。ただし、通信の途絶等のため連絡が取れない場合においては、 <b>地方協力本部長(第1優先連絡先)又は、福島駐屯地司令(第2優先連絡先)を通じて、東北方面総監を介し、</b> 防衛大臣に <b>自衛隊の部隊等の派遣を要請する。</b> (国民保護等派遣)	1 知事による国民保護等派遣要請【総括班】 (1) 知事は、次の国民保護措置等を円滑に実施するため必要があると認めるときは、 <b>自衛隊福島地方協力本部長(第1優先連絡先)又は第6師団長(第2優先連絡先)を通じて陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする東北方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする中部航空方面隊司令官を介し、</b> 防衛大臣に自衛隊法(昭和29年法律第165号)第8条の部隊等(以下「自衛隊の部隊等」という。)の派遣を要請する。ただし、通信の途絶等のため <b>これらの者に</b> 連絡が取れない場合においては、 <b>第44普通科連隊長を通じて、東北方面総監、横須賀地方総監又は中部航空方面隊司令官を介し、</b> 防衛大臣に <b>連絡する。</b> (国民保護等派遣)	適正化
46	122	第3編 武力攻撃事態及び緊急対処事態への対処 第3章 関係機関相互の連携 第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請等	1	1 知事による国民保護等派遣要請【総括班】 <略> エ 武力攻撃災害の応急の復旧 危険な <b>がれき</b> の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等	1 知事による国民保護等派遣要請【総括班】 <略> エ 武力攻撃災害の応急の復旧 危険な <b>瓦礫</b> の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等	基本指針の変更に伴う修正
47	122	第3編 武力攻撃事態及び緊急対処事態への対処 第3章 関係機関相互の連携 第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請等	3	3 国民保護等派遣以外の派遣目的により出動した部隊との調整【総括班】 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動[内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条及び知事の要請に基づく出動(同法第81条))]により出動した部隊に対しても、県対策本部に駐在する連絡員等を通じ、情報交換等を行うことにより緊密な意思疎通を図る。	3 国民保護等派遣以外の派遣目的により出動した部隊との調整【総括班】 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動[内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条及び知事の要請に基づく出動(同法第81条))]により出動した部隊に対しても、県対策本部に駐在する連絡員等を通じ、情報交換等を行うことにより緊密な意思疎通を図る。	脱字修正
48	136	第3編 武力攻撃事態及び緊急対処事態への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難の指示等 第2 避難の指示(第54～60、65、183条、事態対処法第14、15条関係) 4 国対策本部長による利用指針に係る調整		(1) 国民保護措置等の実施と自衛隊等の行動等について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用ニーズが競合する場合には、知事は、国対策本部長による利用指針の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。 <b>また、知事は、国対策本部長により策定された港湾施設、飛行場施設、道路の利用指針を踏まえた対応を行う。</b>	(1) 国民保護措置等の実施と自衛隊等の行動等について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用ニーズが競合する場合には、知事は、国対策本部長による利用指針の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。_____	基本指針の変更に伴う修正

通番	該当ページ	該当箇所	項目名・番号等	変更案	現行	変更理由
49	148	第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処 第5章 救 援 第1節 救援の実施(第74、75、88、183条関係) 第1 救援の実施【健康衛生班、避難支援班、物資班、関係実働班】 1 救援の指示を受けた場合の救援の実施		キ 福祉サービスの提供 ク <略> ケ <略> コ <略> ク <略>	キ (新設) キ <略> ク <略> ケ <略> コ <略>	基本指針の変更に伴う修正
50	149	第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処 第5章 救 援 第2節 関係機関との連携(第12、76～79、86～87、183条関係)	1	(1) 知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して求める。	(1) 知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。	文章の適正化
51	149	第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処 第5章 救 援 第2節 関係機関との連携(第12、76～79、86～87、183条関係)		4 事業者との連携 県は、救援を実施する際、災害時応援協定等を参考にして、事業者と連携を図るものとする。 5 <略> 6 <略> 7 <略> 8 <略>	4 (新設) 4 <略> 5 <略> 6 <略> 7 <略>	基本指針の変更に伴う修正
52	150～	第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処 第5章 救 援 第3節 救援の内容(第75、183条関係) 3 救援の内容【総括班、避難支援班、健康衛生班、物資班、関係実働班】	表3-8 救援の措置の実施に係る留意事項	別紙のとおり	別紙のとおり	基本指針の変更に伴う修正
53	165	第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処 第7章 武力攻撃災害への対処 第3節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による武力攻撃災害への対処等 第1 武力攻撃原子力災害への対処(第105～107、183条関係ほか)	2 平素における県民等への情報提供	2 平素における県民等への情報提供【危機管理総室、原子力安全総室】	2 平素における県民等への情報提供【危機管理総室_____】	総室の新設による変更
54	167	第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処 第7章 武力攻撃災害への対処 第3節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による武力攻撃災害への対処等 第1 武力攻撃原子力災害への対処(第105～107、183条関係ほか)	9 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携	9 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携 【総括班、活動支援班、健康衛生班、物資班、原子力班、関係実働班、県原子力現地対策本部】	9 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携 【総括班、活動支援班、健康衛生班、物資班_____、関係実働班、県原子力現地対策本部】	適正化
55	194～	参 考 第1 用語の意味 3 計画・マニュアル・協定等		別紙のとおり	別紙のとおり	適正化

都道府県記入欄

通番	該当ページ	該当箇所	項目名・番号等	変更案	現行	変更理由
56	200	参 考 第1 用語の意味 5 関係用語		福祉避難所 法令上の「避難施設」のうち、 <u>避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児等を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等</u> をいう。(救援の程度及び基準第2条関係)	福祉避難所 法令上の「避難施設」のうち、 <u>高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所</u> をいう。(救援の程度及び基準第2条関係)	基本指針の変更に伴う修正